

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 2

不利益処分の内容	火災予防に必要な資料の提出命令	
根拠法令及び条項	消防法第4条第1項	
処 分 基 準	関係条項	
	<p style="text-align: center;">基 準</p> <p style="text-align: center;">(未設定の場合は その理由)</p>	<p>「火災予防のために必要があるとき」が処分の基準である。</p> <p>なお、これらの基準に該当するか否かは、個別的、具体的な火災危険性の存在を要求するものではなく、一般的、象徴的火災危険性により判断するものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成15年10月1日設定 (年 月 日最終変更)